

2020年4月7日

エコアクション21認証・登録事業者
経営者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局
事務局長 佐藤隆史

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について

平素より、貴社における環境経営へのお取り組みに対し、心より敬意を表する次第です。

とりわけ、環境省のガイドラインによる「エコアクション21認証・登録制度」へのご参画に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

世界を席卷している新型コロナウイルス感染症による、人命の危機と経済的なダメージが大きな波となって押し寄せています。

エコアクション21認証・登録事業者様におかれましても、その影響にさらされていらっしゃるのではないかと、中央事務局といたしましても心が痛む思いであります。

しかし、こうした時だからこそ、日本人が持つ思いやりと団結心でこの難局を乗り越え、やがて好機と転じていくと信じております。

さて、この度の政府が発出した「緊急事態宣言」により、エコアクション21認証・登録に係る手続等についても、下記の通り、緊急的な対応が必要となります。事業者の皆様には、大変なご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

コロナショックを克服し、エコアクション21企業の皆様と ONE TEAM となって、この日本を支えていけたら幸いです。

記

1. 緊急事態宣言で指定された都道府県、区域に存するエコアクション21認証・登録事業者様に適用します。
2. 緊急事態宣言発効の日（2020年4月8日）から1か月（2020年5月7日）のうちに、更新・中間のための書類・現地審査の期日をむかえる事業者様につきましては、すべての審査を停止させていただきます。ただし、緊急事態解除宣言が発出された後は速やかに、エコアクション21更新・中間審査の手続きを開始させていただきます。
3. なお、既に現地審査を終了している事業者様につきましては、その後の所定の手続きは通常通り進めさせていただきます。
4. また、上記1. 2. に該当する事業者様で、更新日を迎える事業者様については認証・登録を継続扱いとさせていただきます。

※更新手続き中である旨の証明が必要な場合は、エコアクション21中央事務局あてにメールにてお知らせください。

【連絡先メールアドレス：info@ea21.jp（担当）長谷川】

5. その他の事項について、政府及び社会の動向により、更なる決定をした場合は、速やかに通知いたします。

以上